

## 裁 決 書

審査請求人

同 代 理 人

処 分 庁 仙台市泉福祉事務所長

審査請求人[ ]が平成28年1月18日付けで提起した保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

仙台市泉福祉事務所長が、平成27年11月13日付けH27泉保護第3号でした審査請求人[ ]に係る保護変更決定処分は、これを取り消す。

### 理 由

#### 第1 審査請求の趣旨及び理由

##### 1 審査請求の趣旨

仙台市泉福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成27年11月13日付けH27泉保護第3号で審査請求人[ ]（以下「請求人」という。）に対してした保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

9月分移送費として認められた[ ]円以外にも、自宅からの通院よりも「経済性かつ合理性」が存する[ ]からの通院分の移送費についても認められるべきであり、移送費を[ ]円しか認めなかった本件処分は違法又は不当なものである。

#### 第2 認定事実及び判断

##### 1 認定事実

請求人から提出された審査請求書、反論書及びそれらの添付書類、処分庁から提出された弁明書及び添付書類並びに請求人が平成27年11月12日付けで提起した保護変更決定処分に係る審査請求について処分庁から提出された書類によれば、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、[ ]及び[ ]とともに、平成15年3月24日から生活保護（以下「保護」という。）を受けている（[ ]は、平成19年4月に世帯から転出）。
- (2) 請求人は、平成19年4月4日に、「[ ]」として[ ]の交付を受け、[ ]（以下「[ ]」という。）において[ ]を受けている。
- (3) 請求人は、平成26年7月4日に、仙台市泉福祉事務所に来所し、請求人の通院に係る移送費を支給するよう主張した。それを受けて処分庁が徴した[ ]からの給付要否意見書によると、[ ]がみられるので歩行通院不可のためタクシーによる移送が必要とのことであり、処分庁は、さらに囑託医の意見を踏まえ、平成26年7月17日に、タクシーによる通院に係る移送費の支給を認める決定をし、以降6か月ごとに給付要否意見書によりその必要性の確認を行い、支給を認める決定を行っている。

- (4) 請求人は、平成27年10月2日付けで、それぞれ、[REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED]の担当医師が、通院した日の欄に押印した4件の保護変更(移送)申請書を処分庁に提出(平成27年10月7日処分庁收受)した。当該保護変更(移送)申請書には、通院した日に対応するタクシーの領収書が添付されていた。
- (5) (4)の保護変更(移送)申請に対し処分庁は、領収書に記載のあるタクシー会社に照会し、前述の医療機関と自宅の間又は医療機関間の移送に係る領収書であることが確認された分の合計[REDACTED]円(後日支給した[REDACTED]件[REDACTED]円を除く。)のみ支給することとし、その他のものについては支給しないこととして、平成27年11月13日に本件処分を行った。
- (6) 請求人は、本件処分を不服として、平成28年1月18日付けで本件審査請求を行った。

## 2 判断

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第8条第1項では、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定しており、同条第2項では、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と規定している。
- (2) 法第15条では、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。一から五まで 略 六 移送」と規定している。
- (3) 「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第3の9(1)では、「給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。経済的かつ合理的な経路及び交通手段についての判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすること。」と規定している。

また、同じく局長通知第3の9(3)イでは、「被保護者から申請があった場合、給付要否意見書(移送)により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること。」と規定している。

- (4) 「医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について」(平成20年4月4日付け社援保発第0404001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)4アにおいて、「移送の給付については、福祉事務所が経済的かつ合理的な経路・手段として認められたものに限り給付を行うものであり、福祉事務所が認められた以外の経路・手段を用いたことにより余分にかかる交通費については、給付の対象と認められないこと」について、対象となる被保護者に対して周知徹底を図ることとされている。
- (5) 以上を踏まえ、本件審査請求を検討する。

処分庁は、本件処分に係る移送費の決定において、移送方法はタクシーによることとし、その区間を、自宅と対象とする医療機関との区間及び対象とする医療機関の間の移送となった場合のその区間と認定し、それ以外の区間の乗車となった場合については支給していない。

課長通知において、福祉事務所が認められた以外の経路・手段を用いたことにより余分にかかる交通費については給付の対象と認められないこととされていることから考えると、認定区間と異なる乗車となった場合に、そのことのみをもって一律にその全額を支給しないとする趣旨とは考えられない。処分庁は、個々の事案ごとにその内容を審査し、移送費の支給について検討

すべきであったと考える。

よって、請求人の事情を確認、考慮することなく、認定する区間に~~に~~以外の乗車となった場合について一律に支給対象とはしないとした処分庁の判断は不当と言わざるを得ない。

処分庁においては、平成27年9月分の移送費の決定に当たっては、請求人から平成27年10月2日付けで提出された保護変更（移送）申請書に添付された領収書に係るもののうち、医療機関への移送と確認できるものについて、局長通知及び課長通知を踏まえ、支給の可否及び支給可の場合についてはその程度を検討すべきである。

### 第3 結論

以上のとおり、本件処分は不当な処分であり、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年3月28日



宮城県知事 村井 嘉浩

